

## 相続人様のご確認について

※法定相続人（※1）となる方は、民法により以下のように定められています。

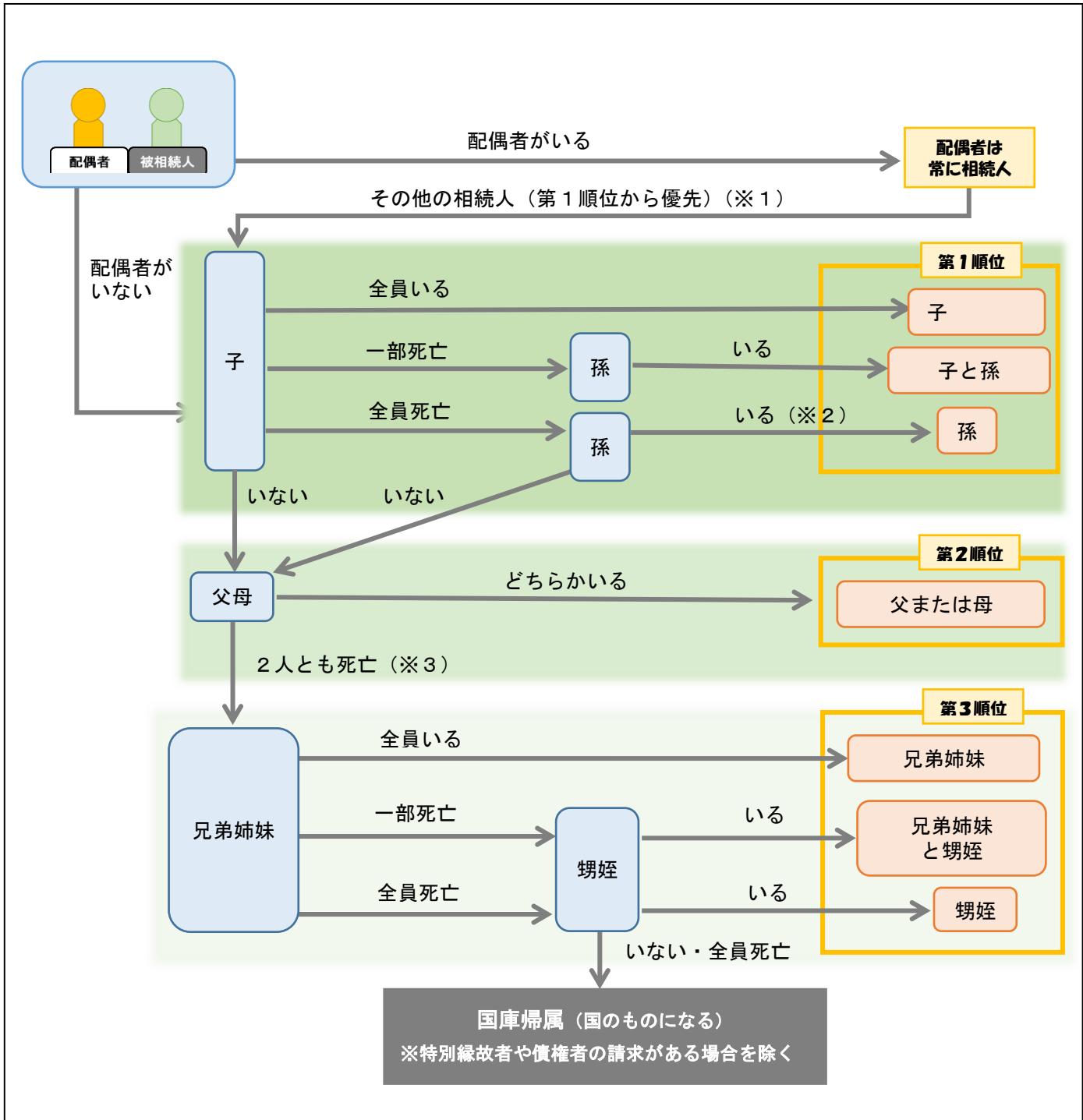
- 配偶者様は常に相続人となります。
- 配偶者様がおられる場合は、配偶者様とともに第1順位から第3順位の優先順位の方が相続人となります。下記をご確認ください。
- 配偶者様がおられない場合は、第1順位から第3順位の優先順位の方が、相続人となります。

順位	法定相続人	説明	
常に相続人	配偶者	いる	配偶者と下記の優先順位の方が相続人となります。
		いない	下記の優先順位の方だけが相続人となります。
第1順位	子	お子様（養子含む）すべてが相続人となります。	
	孫 (代襲相続人) (※2)	お子様が被相続人よりも先に亡くなられている場合にそのお子様に代わって相続人となります。	
第2順位	父母	第1順位の相続人がいすれもいない場合、相続人となります。	
	祖父母	第1順位の相続人がいすれもいない場合で、父母がお亡くなりになっている場合に相続人となります。	
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位の相続人がいない場合に相続人となります。	
	甥・姪 (代襲相続人) (※2)	第1順位、第2順位の相続人がいない場合で、兄弟姉妹が被相続人よりも先にお亡くなりになっている場合にその兄弟姉妹に代わって相続人となります。	

※1. 法定相続人とは、被相続人の財産を相続できる人をいいます。

※2. 代襲相続人とは、相続人となる子・兄弟姉妹が被相続人の相続開始前にお亡くなりになっている場合、相続人に代わって相続する孫や甥・姪の方をいいます。

## ☆≪法定相続人になるのはどの順位?≫



### ～留意事項～

- ※1. 配偶者様がおられる場合は、「配偶者」とともに第1順位から第3順位の優先順位の方が相続人となります。  
(異なる順位の方が同時に相続人となることは、ありません。)
- ※2. 孫が死亡されてひ孫がいる場合は、ひ孫が相続人となります。
- ※3. 父母が死亡されているが祖父母がご存命の場合、祖父母が相続人となります。